

平成26年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月18日 午前10時00分		
	閉 会	3月18日 午後2時09分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成26年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第9号

平成26年3月18日（火曜日）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第10号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
2	議案第11号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
3	議案第12号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	質 疑
4	議案第13号	工事請負契約について	質 疑
5	同意案第1号	教育委員の任命について同意を求める件	質 疑
6	議案第2号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	討論・採決
7	議案第3号	今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
8	議案第4号	今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について	討論・採決
9	議案第5号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	討論・採決
10	議案第6号	土地の取得について	討論・採決
11	議案第7号	指定管理者の指定について	討論・採決
12	議案第8号	村道路線の認定及び変更について	討論・採決
13	議案第9号	平成26年度今帰仁村一般会計予算について	討論・採決
14	議案第10号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	討論・採決
15	議案第11号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	討論・採決
16	議案第12号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	討論・採決
17	議案第13号	工事請負契約について	討論・採決
18	同意案第1号	教育委員の任命について同意を求める件	討論・採決
19	決議第2号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決
20	陳情第1号	子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情	報告・質疑 討論・採決
21	陳情第2号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	報告・質疑 討論・採決
22	陳情第3号	住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書	報告・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
23	意見書第1号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
24	意見書第2号	辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、	説明・質疑 討論・採決
25		辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書	
26		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	
27		閉会中の所管事務調査申出書（総務文教委員会）	
		閉会中の所管事務調査申出書（経済建設委員会）	

○ 議長 久田浩也君 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。(開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第10号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

次に歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

これで国民健康保険特別会計の質疑を終わります。

日程第2.「議案第11号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。(休憩時刻 午前10時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。(再開時刻 午前10時02分)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

日程第3.「議案第12号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。(休憩時刻 午前10時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。(再開時刻 午前10時03分)

2番。

○ 2番 石川清友君 今帰仁村簡易水道事業会計の2ページお願いします。第4条の不足額ということで7,764万8,000円、これは引き継ぎ金で補填するということになっているんですけども、その説明を求めます。

それとその下ですね。第4条の2当年度に属する債権及び債務として整理するというのが、未収金及び未払金の金額で5,292万6,000円と、3,689万4,000円、これは整理するという意味は、どういう意味か。未払金の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるといことで、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額7,764万8,000円は引継ぎ金で補てんするとなっておりますが、この引継ぎ金につい

ては、繰越しの現金預金で補てんする形になります。この現金預金のほうは、予算に関する説明書がありますよね。予算に関する説明書の5ページになります。これの資金期首残高というのが下から2行目にありますよね。1億9,295万4,285円、これが平成25年度末の現金預金の残高になりますので、このもので補てんするというものになります。

それと第4条の2のほうの特例的収入及び支出のほうで、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ5,292万6,000円、及び3,689万4,000円であるということ。これは未収金と未払金のものなんですけど、これ3月末で今回は4月から企業会計に移りますので、3月で打ち切り決算になります。3月とかで調定とかした水道料とか、そういったものが4月に入ってきますので、これを未収金として計上していく形になります。未払金も3月で打ち切りになりますので、3月を超えて支払いがでてくるものは未払金としての計上でその金額がでてくる形になります。もう3月末で打ち切りになりますので、そのもので生じてくる未収金と未払金という考え方になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ちょっとややこしいんですけども、その4条ですか。7,700万円の補てん引き継ぎの件なんですけれども、これは資金の期首残高が1億9,295万4,000円余りありますよね。そのうちの7,764万8,000円は、その補てんするということになります。その残りは、資本金の中に残るわけですか。あと一つ、その下のほうの当年度に属する債権及び債務として整理する。その整理の意味がちょっとわからないです。本来、整理するということは、未収金及び未払金の整理をするというのは、未収金の場合は、引当金で充てて処理するという事なんです。そういうことなのか。その3月末での未収金については、引当金か何かで処理して、簿外管理に持っていくのかですね。当年度で整理するという意味が、整理ではなくて、もうちょっと適切な表現があるんじゃないかと思いますが、そうであれば未収金として計上するのであれば、翌年は過年度分として集金するわけですよ。だったらこの整理という意味が妥当かどうかですね。債権、債務として残すわけですよ。計上して残すのであれば「整理」という言葉は、ちょっと当てはまらないと思いますけれども。そこをもう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

この引継金の件の補てんなんですけど、資本的収入と及び支出のほうの考え方なんですけど、資本的収入と、今6億766万2,000円が資本的収入として計上されています。それから支出が、資本的支出として6億8,731万円の予算が計上されていますが、この差額に対しての補てんという形になりますので、最終的に資本的収入について、収入と支出は同じ金額にしていけないといけませんので、それで補てんという形で、今のほうに書いております。

それと先ほどの債権及び債務として整理するという考え方なんですけど、これ一応は債権、債務として3月末で先ほど、話をしましたように打ち切りになりますので、その債権と債務をその時点で整理をして、この未払い、未収金と未払金という形で4月以降にこの金額を持っていくという形になります。企業会計の場合は、この未収金と未払金という考え方が出てくるということです。例えば一般会計の場合でしたら、

4月から5月いっぱいまで出納整理期間があつてその期間に入ってくるものを、この年度の収入として考えられますけれども、企業会計の場合はもう3月で打ち切りになりますので、そういう意味での整理ということで、この表現になっています。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時11分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時12分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 先ほども説明しましたように、債権及び債務として整理するという考えなんですけれども、先ほどこれは3月の打ち切り決算になりますので、その時点で調定とか、収入の場合は調定を起こしますので、その時点で発生主義ですので、その時点でもう収入としてカウントする形になります。

例えば、物品とか購入した場合に、納品書とか、でた時点で支払い義務というのが生じますので、その時点で3月の末でそういうものが生じたもので、発生主義ですので、それで帳簿にはもう記入されてきますので、実際の現金の動きというのは、実際その後に生じてくるということで、そこで債権・債務の整理ということでの表現になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時15分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 答弁もれで答弁いたします。この債権、債務について整理するという文言については、ちょっと調べて資料として提示していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 第4条の上のほうの引継金の7,700万円の件なんですけれども、実は中に他会計からの繰り入れもありますよね、1,000万円。他会計からの、5ページになるんですけれども、1,066万円、これは水道会計予算に関する説明書の中の5ページになるんですけれども、これも実は多分、他会計からの繰り入れかと思えますけれども、とすると実際は引継金から7,700万円の繰り入れなんですけれども、実際の赤字はもっと1,000万円余りふえるということになりますか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

他会計からの収支による収入として1,066万円計上していますが、これは一般会計からの繰入金として計上して、これは償還金の元金に充てるものになっております。収入として受け入れて、元金として出していくものになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時18分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

実際に繰入金に対しては、この金額だけではなくて1,900万円の繰り入れになります。これは償還金元

金のもとの、あと償還金利子のもその繰入金での利子の分の償還のものもありますので、実際は1,900万円の一般会計からの繰り入れとなっております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時20分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 答弁漏れのもので回答いたします。

予算に関する説明書の4ページの平成26年度の今帰仁村簡易水道事業の予定キャッシュ・フロー計算書、これの業務活動によるキャッシュ・フローで、当年度純利益というので6,854万4,000円、これが赤字というものです。実際に減という形の計上となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時27分)

ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 平成26年度の今帰仁村簡易水道事業会計予算について、勉強しながら質疑したいと思いますが、まずはこの一括質疑なんで、全部まとめてやりたいんですが、質疑の仕方もめちゃくちゃかと思いますが、ぜひ理解をして答弁をお願いしたいと思いますが、まず今回の簡易水道事業会計という予算の名前ですね。これまでは水道事業特別会計ということだったんですが、これは使えないと理解しているんですが、その意味ですね。これまでは今帰仁村水道事業特別会計というのがあったわけです。これが今回は簡易水道事業会計予算となっておりますので、どうしてこうなるのかですね。その説明と。それとこういうのは、とても大切な事業に今度変わりますね、4月から。それにしても時間が、議会に提案する時間が大変不足していると。この議案書を見たのが2月28日です。説明がありました。それから4日後の3月4日には開会です。約2週間しかなかったわけです。とてもじゃないけど間に合わない。一夜漬けが多いんですが、今2番議員からの質疑があった中でもまだまだわかりにくいし、また私ながらも自分でもわかりにくいんですが、自分なりにこうじゃないかと思う点で質疑したいんですが、今の件はまず遅れたことについて、ぜひ提案者からの説明をしてもらいたい。これは今帰仁村の議会の会議録の中でも画期的なことなんです。「企業会計」に移行するというのは、恐らくほかの市町村もそんなになんないかと、本部町はやっていると聞いていますが。我々は2月と12月には全県研修というのがあって、予算についてのいろんな勉強会があるんですよ。でも今回これできなかったんですね。大抵前にもってでるときには、全県的にそういう問題について研修会がありますが、全然なくて。いきなり課長が2時間ぐらいざっと説明したのがこれで、もうそれこそまだわからないということで、議案審議を深めるには時間がたりないんですよ。だからこういうことになったことについての説明をまず求めます。

それから先ほどからやっております。この2ページの私もこれがとても最初からひっかかって7,764万8,000円は引継金で補てんする。と書いていますが、どこにもこの引継金がないんですよ。この議案、この水道会計事業のこれを見ますと、全部大体似たようなものが出てくるんですね。最初の説明にある第3条の収益的収入、それから第4条の資本的収入、この2つがまず収入、支出のすべてだと思っております。あとのものは、そののどンドン不足になっていて、最終的にはバランスシートと言われているも

のが入っているんですが、そこもわかりにくいのは勉強不足でもあるんですが、一般会計の繰り出しというのが、今回も、平成26年度の一般会計予算書の審議は終わりましたので、それで引き当ててみますと、どうしても金額が合わなかったのが、見てみたら1,900万円というのが、民生費の水道事業繰出金というので、今年でています。前回は去年もですね。これは一般会計からの特会への繰出金だということで、ここでは繰入金であるだろうと思ったんですが、繰入金という言葉が一切ないと。ということで、よく調べてみたら、いわゆる事業外収入、それから他会計収入、他会計からの繰り入れと。繰り入れという言葉は使っていないんですね。しかも金額もこま切れになっているものですから、やっと探したんですが、まず1ページですね、一番最初にある。この1ページの中の営業外収益、収益的収入の中の営業外収益の中に834万円というのがあります。これは後ろのほうに説明がありました。これが収益的収入の一般会計からの繰り出しの一部なんです。

次のページの4条の資本的収入、この中にある収入の出資金というのがあります、1,066万円。この1,066万円と834万円を足すと1,900万円になって、これがやっとわかったところの一般会計からこちらに繰り入れされた金額なんです。先ほど、課長の答弁でもこれから繰り入れはなしで、これが今回が最後の繰り入れになるんじゃないかと、説明はちょっと違うかと思えますけれども、去年も今年度も繰出金は一般会計から1,900万円ありますよね、一般会計から。これが入ったのが収入の中にある834万円と、今回のこれは2ページです。1,066万円の出資金となっております。勘定科目が全然かわってきているので、一般会計と比べると全然わかりにくいので、特に今回わかりにくいのは、いきなり来年度の4月からの簡易水道事業会計がこうなりますという、これができて、去年のこの特別会計の水道事業、特別会計の今年度の部分がないわけです。当然ないわけですが、要するに去年まではこの特別会計予算というのがありまして、これを審査して、これですべてだったわけです。だからこれを直したものがこれであるよというふうに、いわゆる例があれば、これはわかりやすかったかなと思ったんですが、あくまでも去年終わったものしか見ないので、憶測でしかできない。要するにははっきり言って複式簿記を理解していないからなんです。今言ったように、じゃあ何が今回の収入なのか。この収入2つ種類があるわけです。収益的収入、それから資本的収入、この2つを足したものが収入と支出だろうと。ちょっと素人で理解していますが、わかりにくいので、今先ほど、2番議員からも質疑がありました。この7,764万8,000円というのは、どこで補てんするものかと聞いたら、今課長、5ページの資金期首残高の1億9,295万4,285円から充てるというふうになっております。今の説明では、今5ページですよ。予算の説明の。これを見ると期首残高というのが、いわゆる来月の4月1日がこれになると思うんです。1億9,295万4,285円が期首ですね。来年の期末ですから、来年の3月31日が1億6,450万6,895円で、この上の△に、2,844万7,390円というのがあります。これは一般会計から繰り入れた1,900万円も含めての残額だと理解しております。そうすると来年度はいわゆる収支では2,844万7,390円が赤字だと理解をしておりますが、それでいいかどうかですね。

飛び飛びになりますけれども、これのいろんな資料があるんですが、まずわかりにくいのはまずこれですね。飛んでしまいますけれども、この説明の中に平成26年度の今帰仁村簡易水道事業会計に関する注記というのが19ページにありますね。注記から3ページほど戻って、目次があって1ページに今帰仁村簡易水道事業会計予算実施計画明細書というのが1ページにあります。ちょっといいですか。この目次は、ま

だ20ページの次の予算参考資料というのがあります。この目次の次のページの2ページ目、ちょっとページが全部似たようながあるので、わかりにくいんですが、今のはあれですよ。平成26年度の簡易水道事業会計に関する注記、19ページ。19ページの次は20ページで、その次に予算参考資料というのがありますね、ただの表紙があります。この予算参考資料の2ページです。ちょっと細かいことで申しわけなんですけど、配水及び給水費、これはいわゆる水道事業の一部だと思いますが、賃借料として38万3,000円がありますが、ここの中に土地以外賃借料というのがあります。この土地以外の賃借料というのと、土地の賃借料というのは、どういうことなのかですね。ということで、ちょっとこの説明を。冒頭の部分の「遅れた理由」とか、そういったものについて、遅れた理由についての説明。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

今回、平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算ということで提案していますが、これについて地方公営企業の適用で、今財務この財務会計の一部適用ということで、地方公営企業法の適用をしております。その中で簡易水道というのは任意適用で、各自治体が任意で適用できるものになっておりますので、それで簡易水道会計予算ということで、この予算書を提案しております。簡易水道を、村の場合でも、今統合に向けて進めていますが、人口が5,000名以上になっていて給水する場合は、上水道になっていきますので、その場合は簡易水道というのから、上水道に変わっていきますので、そのときはその文言は変わっていきます。これは地方公営企業の任意適用の中でのものですので、簡易水道という文言を使っております。先ほどのこの経緯の説明なんですけど、実際この公営企業に移行するために、平成22年度からいろいろと計画を立てまして、平成23年度から資産の整理を行ってきました。水道関係の施設とか、配水管、すべての資産調査を行っています。これが平成23年、24年、25年まで3年間かけて資産の調査をいたしまして、それをちょっと整理して、実際にこの予算書としてつくっていたのが村のほうでは2月の10日ぐらいのもので予算書が作成されていっております。それから村のほうで3月に提案をするために、いろいろ村のほうで議案の検討とかやっていて、今回2月28日の予算説明会に、こちらとしてももうやっとなら間に合わせてきた状況もありますので、今の予算書の作成の時間的な余裕というのが、そんなにこちらのほうも事務的にもなかった状況があって、2月28日にそれを議員の皆さんには告示をしていた状況にあります。

それと先ほどの一般会計からの繰り入れということで1,900万円の繰り入れになっていますが、先ほど、議員にも申しましたように収益的収入のほうの他会計からの補助金として834万円の計上と、それから資本的収入の出資金のほうの1,660万円、これのほうに収入として計上しております。トータルで1,900万円のもので、これは償還金の元金の償還と収益的収入のほうのものは、利子のほうに充てております。これは繰り出し基準の中での一般会計からの繰り出し基準の中でのものになっておりますので、今後この繰り入れがなくなるかという、今後も水道の財政の状況も見ながら、今繰り入れというのは、必要性が出てきますので、これは一般会計と財政的な調整もやっていく必要があると考えております。

先ほどの賃借料の件の38万3,000円なんですけど、土地以外の賃借料として、漏水機械及び配水管の移設工事に伴う機械の使用料が36万円計上しまして、土地の賃借料として天底パイプラインの用地として、今天底の配水池があるんですけど、そこから配管されているもので、個人有地を通っているところがあるもの

ですから、そこの土地の賃借料として計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時44分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ちょっと答弁漏れがございましたので、答弁いたします。

5ページの資金の減少額として2,844万7,390円が減という形になってはいますが、これはキャッシュ・フロー計算書の中で、平成25年度末現金残高が1億9,295万4,285円になって、これを平成26年度内で予算を消化していったときに、資金期末残高として1億6,450万6,895円となりますので、この差額の2,844万7,390円というのは、実際に資金が減ることになります。実際の現金の動きでそれだけの金額が減ることになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時46分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 どうもやはり要領を得ないので、また聞いてもわからないところがあるんですが、先ほどの2番議員に答弁していた内容なんですが、要するに今後は繰入金がないということではなくて、一般会計としては、今までどおりと。要するにあるという、場合によってはということもあるんですが、ただ平成26年と平成25年を見た場合には、全く同額なんです。平成25年も1,900万円、今年もそうなんです、一般会計で。これはどういうふうに1,900万円というふうになったのか。同じ額があるので、平成24年も平成25年も全く同じ事業だったとは考えられないものだから、来年度もそうなるのか。それとも極端にかわるならわかるんですが、そうじゃないということ。それと事業会計を見ても、今年は基幹の整備が大分終わっているから、多分減るのではないかと思ったんですが、実際の繰り出し金は、平成25年も平成26年度も全く同じ1,900万円です。それからこの収益事業と資本的事业に分けていますよね、830万円と1,000万円ですね。これ割合が決まっているのかですね。それがすごい半端な数字が出ている。834万円というのと、1,066万円というふうになっているのは、「収益のときだから」とか、あるいはその「資本のときだから」というふうで、この決め方ですね。今後ともこれできたら繰り出し金はなければ、本当はいいわけですよ。それがいいと思う。

それと任意事業というふうで、今先ほど、説明がありましたね、最初に。ということは、これは何も必ずしも今回これに企業会計に移らなくてもよかったのかどうか。それとも法律的にこれにやらなければならないからこれやったかですね。

それと5,000名というのが、先ほどありましたね、人口が。5,000名以上は上水道に移行しなければならないということであれば、今帰仁村はそれに該当すると思いますが、給水人口がどうなるかよくわかりませんが、その問題であれば、今帰仁村給水人口はもちろん1万人近くになっているので、5,000人以上というのは該当しているんじゃないですか。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、5,000人以上は上水道に移行しなければならないということで、簡易水道事業、要はこの簡易水道事業は任意だということは、今必ずしもやらなくてもよかったのかなど。つまり、あと1年かけてゆっくり例えば説明してこうな

りますというのを、時間をおいて二、三カ月でも置いてやれば、もう少しわかりやすいのですが、はっきりいって手探り状態で今、聞いていますからね。もう何が何だかわからないところなんです。だから質疑をした本人も何を聞いているのかわからないんです、実際は。だから今の疑問だけはぜひ解いてもらいたいんですが、まず任意事業になければならないのか。5,000人以上のこの給水人口の問題。それに割合、一般会計からの繰り出しが、収益と資本にちょっと微妙に分かれています。半分ずつでもなくて。その理由を、また再度伺います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

これ収益的収入と、資本的収入のほうに分けて計上していますが、収益的収入のほうについては、償還金の利子の分の計上になります。資本的収入のほうで計上しています1,066万円これについては、償還金の元金のほうに充てるものです。それで利子と元金のほうに分けて計上をしていますので、今金額が、細かい金額がでてきておりますが…。全体で、償還金、これで全部賄えるかということ、全部そうではありませんので、それで利子分と元金分の今の割合は加味して、それで分けている状況があります。

それと今、任意事業ということで、今年必ずやらなければならなかったかということ、実際は任意適用です、実際は法的に今年という形にはなりません。今、今帰仁村は3地区の簡易水道で運営しています。その各地区の簡易水道については今、5,000人以内の各地区の簡易水道ですので、これを後々、将来的に統合をやっていく予定で、今業務を進めているものですから、これが統合になったときには、簡易水道から上水道に法的にも、全部適用という形になってきます。地方公営企業の中には、今財務会計の適用と、あと管理者とか、組織のものと、あと職員の身分のものが、全く別の会計になっていきますので、職員の身分も定めていかなければいけなくなりますので、今回、最初に財務会計のほうをまず適用させて、あと上水道に移行するまでの間に、組織とか、職員の身分とか、そういったものも条例含めていろいろと整備していかないといけませんので、これを一気に一回でやろうとしたら、今の体制ではなかなか対応できない部分があるものですから、それで財務会計のほうを先に適用していった状況があります。

5,000人については、先ほど話をしましたように、諸志地区と天底地区と湧川地区、3簡易水道で今、事業を行っていますので、この3事業については5,000人以内の給水人口ですので、それで簡易水道という形で今事業を行っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時54分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 一般会計からの繰り入れのほうなんです、平成25年度も1,900万円やって、今年また1,900万円という計上はしておりますが、今後一般会計に全く頼らないような経営ができるかということ、まだ村のものを見ても割と独自で経営できるような今、状況にないものもありますので、これは繰り出し基準とか、いろいろ一般会計からの基準がありますので、それに沿った形で今後も繰り入れについては調整していく必要があると考えております。必ずしも同じような金額でいくということではありません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 難しい、初めての事業なんでこれちょっとわかりにくいんですが、要は会計が変わっても事業自体は変わらないものだと理解はしておりますので、単式簿記だったのが複式簿記にして、より複雑になったわけなんです、利息だけでも今先ほど、1,900万円は利息に充てる。利息ではなくて残債償還ですね。実際にはキャッシュ・フローにあるとおり3,476万2,000円も利息の支払い額というのが出ていますよね。これは今のキャッシュ・フローです。だからそれはこういう簿記になって初めてわかることなんです、5,000人のこともそのとおりだと思います。今、去年だったか、与保城のほうの大きな配水池も見ていますから、この3簡易水道が1つになるということは聞いていましたので、実際にはもうこれ今年が簡易水道事業予算のスタートなんです、予定としてはもう何年先ぐらいに統合になるのかですね。この見通しがついた上でのこれだと思っております。それも議会もなれていって、これは審議しないといけないと思うんですが、今年スタートなんで。1点は、今の簡易水道が3つが1つになる年度の目標年度で、これまでの特会のように、2回定例、3回定例、4回定例にも補正という形で出てくるのかどうかですね。この一般会計と最後の決算だけであればまたちょっと審議のしづらいところなんで、これまでどおり、その特会の形でいわゆる補正という形で出てくるのかどうか。この2点について、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時57分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑に、お答えいたします。

簡易水道として、3地区で事業を行っていますが、3地区を統合する予定というのは、平成29年度をめぐりに統合計画を進めているところです。この予算の補正の件についてですが、この予算書の中で、3ページとか、議会の議決を得なければ流用することができない経費とか、そういう人件費、職員の給与費等のものがありますので、そういったものが実際に予算が変更になっていった場合は、議会の承認を得る形になります。それ以外にも流用できない款項が議決の事項ですので、そのものをまた動かしたりするときは、議会の議決を得る必要があると考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時59分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時59分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 先ほどの石川議員の質疑の中で、債権及び債務として整理するという文言の件なんです、これは地方公営企業法の施行令の中で、これちょっと文言を読み上げていきます。法の適用の日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権、または債務に係る未収金または未払金は、法の適用の日の属する事業年度に属する債権、または債務として整理するものとするという、施行令の中でこのうたわれている文言であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時14分)

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これでは簡易水道事業会計の質疑を終わります。

日程第4.「議案第13号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

日程第5.「同意案第1号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 同意案第1号について、質疑を行います。

教育委員の任命についてなんですが、これまで教育委員については、小学校区が3つあって、小学校区のある意味で、バランスというか、そういったものできていたと思います。今回の委員は、小学校区では今帰仁小学校区ということですが、そういった観点から、教育委員の認定といいますか、その委員会を委員として認定した要件といいますか。それはどんなものを基準にしているのかをお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑に、お答えをしたいと思います。

重島泰代(しげはたけ やすよ)さんの選任同意であります。今は現職であります。本人は保護者代表ということで、これまで今帰仁小学校のPTA会長2期ということもありまして、保護者や地域からの人望が厚いと。そして長年読み聞かせサークルの一員として幼稚園、小学校、中学校、高等学校の読み聞かせのボランティアを活動しております。そして毎月の定例の教育委員会の中でも、母親代表というか保護者としての意見も取り入れながら、建設的な意見を述べているということも聞いております。先ほど、ご質疑にありました、この地域バランスというのは非常に大事だと思っておりますが、一番は私は人材というか、人物が大事ななというふうに思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

ここに資料がありまして、教育委員の要件というのが、6点ほど出ております。これがすべてではないと思いますが、今現在は兼次小校区で2人、今帰仁小校区で2人、天底小校区1人ということで、資料も取り寄せたわけですが、平成17年から26年までの10年間の資料があります。これは私が取り寄せたものですが、全体で見ますと5名の教育委員が今、今帰仁村にはいますので、3小学校区で5名を配置するというのは、ある意味ではとてもなかなか難しいことではあると思いますが、やはり西から東まで19字ありますので、すべてに行き届いた、いわゆるその教育委員としての職務を果たすには、やはりこの5名がある意味で、そのバランスがとれているというのはひとつの重要なことだと思います。これがすべてではないわけですが、ちなみに見てみますと、17年から19年までは、今帰仁小校区と天底小校区がほとんど占めておりまして、17年に関して言いますと、兼次小校区は一人もいないわけです。その後からまた一人がでて、

これを繰り返しながら全体でバランスはとれているように見えるんですが、やはりそのある一定期間いないということになると、その地区のPTAについても、また区民についても不公平感が出てくるんじゃないかと思います。

先ほど、村長からバランスの問題もありました。この要件にはまず偏らない人選ということと、まず保護者が一人はいるということ。それから規約とか会則では縛らない。歳入は妨げない。年齢性別のバランスも入れると。これは一般的なことだと思いますが、こういう議論で決めるということよりも、だれがふさわしいかというのは当然、これは全体の中で決めればよいことではあるんですが、教育委員会は5人の合議制でやっているわけですので、唯一ここでは教育長だけがこの会合の中に出席できた人であります。教育長として、こういう今回の人選のあり方とか、あるいは今の教育委員として今回提案されている人となり等についても、それぞれあるかと思いますが、一言、ご意見をお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは、ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在、毎月1回の定例の教育委員会を行っています。今帰仁村の教育委員会は定員が5名なんですが、男性が3人、それから女性が2人という性別構成になっております。それでその中の年代別も申し上げますと、70代の委員が2名、60代の委員が1名、50代1名、40代の委員が1名と、年代バランスとしての非常に適正かなと考えております。今回、同意案件の重島委員なんですが、女性からの視点と、それから保護者代表、PTA会長を経験しているということと、いろんな学校行事なり、それから学校のPTA活動の中で、いろんな建設的な意見とか、教育委員会の中でも非常に母親の視点から、それから保護者の視点からの意見が非常にありまして、大変我々教育行政の中でもいい意見として受け止めております。

それでは継続ということでの提案なんですが、ぜひ重島委員のこれまでの功績というか、頑張りですね。読み聞かせボランティア、それから大人のための英会話教室等も指導して、地域の普及活動にも頑張っておりますので、私としては非常に教育委員会の中では貴重な意見を賜る方だと存じております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第6.「議案第2号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第2号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第2号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり

可決されました。

日程第7.「議案第3号 今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第3号 今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第3号 今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8.「議案第4号 今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第4号 今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第4号 今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9.「議案第5号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第5号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第5号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10.「議案第6号 土地の取得について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第6号 土地の取得について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第6号 土地の取得について」は、原案のとおり可決されました。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時26分)

- 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時26分)

日程第11.「議案第7号 指定管理者の指定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第7号 指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第7号 指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12.「議案第8号 村道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第8号 村道路線の認定及び変更について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第8号 村道路線の認定及び変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13.「議案第9号 平成26年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時28分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時28分)
- 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時28分)

午 後

- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時30分)

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第9号 平成26年度今帰仁村一般会計予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第9号 平成26年度今帰仁村一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14.「議案第10号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第10号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第10号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15.「議案第11号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第11号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第11号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16.「議案第12号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第12号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第12号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17.「議案第13号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第13号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第13号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18.「同意案第1号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから「同意案第1号 教育委員の任命について同意を求める件」について、採決を行います。

この際、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対して反対とみなすことにしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないので、そのように決定いたします。

それでは、「同意案第1号 教育委員の任命について同意を求める件」を、採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。着席ください。

(賛成・反対 同数)

○ 議長 久田浩也君 採決の結果、起立賛成5人、反対5人、したがって、以上のとおり、起立表決の
結果、賛成、反対が同数でございます。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

「同意案第1号 教育委員の任命について同意を求める件」は、議長は否決と採決いたします。

したがって、「同意案第1号 教育委員の任命について同意を求める件」は、否決されました。

日程第19.「決議第2号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長 山内 聡君。

○ 議会運営委員長 山内 聡君

決議第2号

平成26年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	山 内 聡
賛成者	玉 城 克 義
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	東恩納 寛 政

閉会中の議員研修に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修
(平成26年度中に開催される諸研修事業)
2. 北部市町村議会議長会主催による議員研修
(平成26年度中に開催される諸研修事業)

平成26年3月18日

今帰仁村議会

○ 議長 久田浩也君 「決議第2号 閉会中の議員研修に関する決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論は、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「決議第2号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第2号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 「陳情第1号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情」を議題といたします。

本件について委員長長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成26年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月4日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第1号	子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情	採択すべきもの	沖縄の子どもたちを取り巻く状況はまだまだ厳しいものがあり、特に貧困の問題は黙って見過ごすことのできない大きな問題である。子どもたちが病気やけがをしても、経済的理由で受診することができず、そのために重症化するようなことがあってはならない。このような事態にならないようにするためには、医療費の助成対象年齢を通院についても引き上げていく必要があると考える。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第1号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第1号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21. 「陳情第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

平成26年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月4日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第2号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	採 択 す べ き も の	東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かたず、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。こうした中で、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠である。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第22. 「陳情第3号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成26年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月4日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第3号	住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書	採 択 す べ き も の	現在の都道府県制度をなくし、社会福祉と社会保障、公共施設の維持管理などを道州に丸投げする「道州制」導入の議論が活発化している。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民の暮らし・福祉・教育などに関わる国家責任が大きく後退する。 また更なる市町村合併によって、住民生活・地域格差の拡大がいつそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化が懸念される。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第3号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第3号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第23.「意見書第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」を議題といたします。

本件について委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第1号

平成26年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	内 間 利 三
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書

東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かつず、復旧・復興に向けて全力でとりくんでいる。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮している。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などのとりくみは極めて困難であったと考えられる。そうした復旧・復興の活動

は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになった。

その一方で、現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する、「道州制」導入の議論が活発化している。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民の暮らし・福祉・教育などに関わる国家責任が大きく後退すること、また、さらなる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大がいつそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念される。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、沖縄地方では台風の襲来により被害が毎年のように発生している他、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっている。こうしたなかで、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠である。

出先機関の原則廃止をはじめとする「地方分権改革」や「道州制」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかること。
2. 防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制機能の充実をはかること。
3. 「道州制」の導入をはじめとした「地方分権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直しなどにより、行政サービスの低下を招くことがないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の

充実を求める意見書」は会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第24.「意見書第2号 辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。提出者 内間利三君。

○ 3番 内間利三君

意見書第2号

平成26年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	内 間 利 三
賛成者	與 儀 常 次
〃	山 内 聰

辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書

昨年1月に、県内41市町村の全ての首長と議会議長などが署名した『オスプレイの配備撤回と米軍普天間飛行場の県内移設断念を求める「建白書」』が安倍晋三首相に手渡され、普天間の基地閉鎖・撤去、県内移設断念、垂直離着陸機オスプレイ配備撤回は県民の総意となっている。

国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に米軍用施設の74%が集中し、まさに「基地の中に沖縄がある」と表現されるなど県民の生命・財産・自然破壊が続く異常な実態に、県民の憤りは限界点をはるかに超えているにもかかわらず去る、12月27日に仲井眞県知事は、辺野古沖移設に向けた政府の埋め立て申請を承認した。その承認は安倍晋三首相に直訴した「建白書」に反するものである。

また、12月25日、安倍首相の仲井眞県知事との会談での「米軍普天間飛行場の5年以内の運用停止」に向けた一連の発言は、閣議決定でもなく担保力もないものであり、当日の安倍首相の基地負担軽減策などの説明に対し、仲井眞県知事の「驚くべき立派な内容に140万県民を代表して感謝する」との発言は県民の思いとは大きくかけ離れたものであり、県民の落胆は計り知れないものがある。

仲井眞県知事のこれまでの辺野古問題に関する公約や議会答弁などと今回の埋め立て承認が全く矛盾するものであることは言を俟たず、仲井眞県知事が県民に対して説明責任を負うことは言うまでもない。

よって、本村議会は、安心・安全で平和を求める沖縄県民の期待に反し辺野古埋め立てを承認した仲井眞県知事へ強く抗議し、知事辞任を要求するとともに、未来を生きる子どもたちのために辺野古沖移設断念及び、県民総意である普天間基地の早期閉鎖・撤去を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

沖縄県知事

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「意見書第2号 辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書」について、採決を行います。起立しない議員の取り扱いについて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行いますが、起立しない議員は、本件に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないので、そのように決定いたします。

それでは、「意見書第2号 辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書」を、採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。着席ください。

(賛成・反対 同数)

○ 議長 久田浩也君 起立表決の結果、出席議員数10人、起立賛成5人、反対5人、以上のとおり、起立表決の結果、賛成、反対が同数でございます。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

「意見書第2号 辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書」は、議長は否決と採決いたします。

したがって「意見書第2号 辺野古沖埋め立て承認に抗議し、知事辞任を要求するとともに、辺野古沖移設断念と普天間基地の早期閉鎖・撤去を求める意見書」は、否決されました。

日程第25.「閉会中の継続審査申出書」の件を議題といたします。

総務文教委員長から、目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第26.「閉会中の所管事務調査申出書」を議題といたします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

日程第27.「閉会中の所管事務調査申出書」を議題といたします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時59分)

- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 2 時09分)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第1回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時09分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 東恩納 寛 政

署名議員 石 川 清 友